

## 沖縄県振興審議会専門部会における意見の取扱いについて

平成 29 年 2 月  
沖縄県企画部

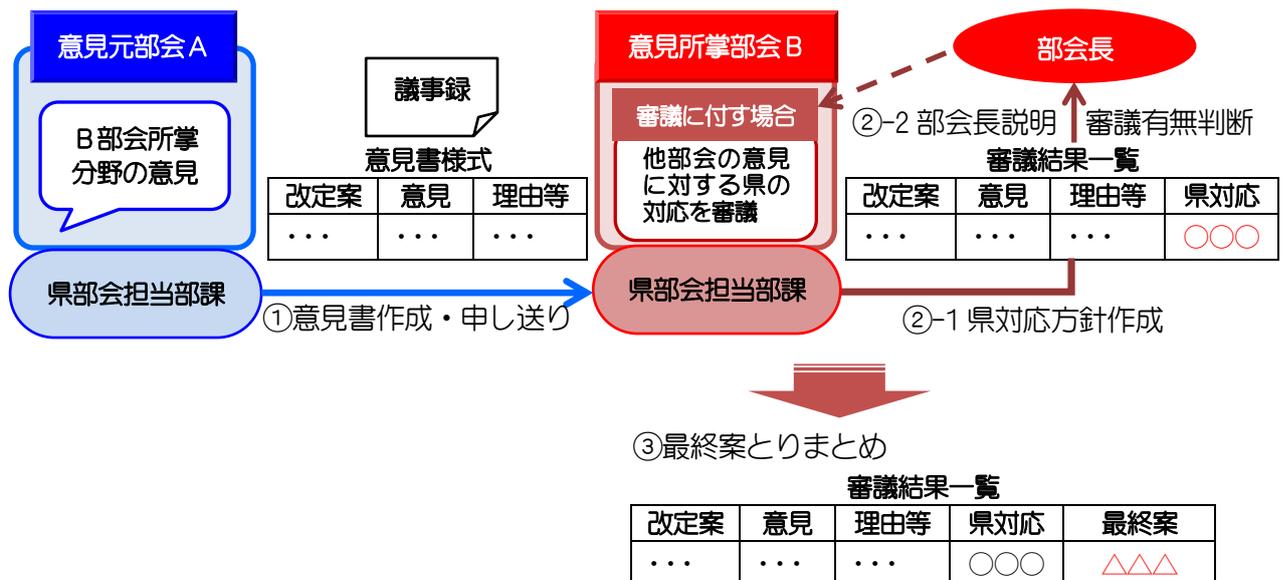
部会の審議において、他部会が所掌する分野に属する意見が出た場合については、次のとおり取り扱うこととする。

### 【基本的な考え方】

「沖縄県振興審議会部会運営方法等について」(平成 28 年 12 月 26 日沖縄県振興審議会会長決定)に基づき、各部会の議題等については事前に委員及び専門委員へ通知し、部会への出席や意見書を提出する機会を設けているため、部会の審議において他部会が所掌する分野に属する発言があった場合は、意見書の提出と同じ取扱いを行うものとする。

### 【意見取扱いの流れ】

- ① 意見が出た部会（以下「意見元部会」という。）の担当部課より、意見所掌部会の担当部課あて、意見元部会であった委員意見を意見書様式（必要に応じ議事録の抜粋等を添付）で申し送る。
- ② 意見所掌部会の担当部課は、県の対応方針を作成の上、意見所掌部会の部会長へ説明し部会での審議に付すかどうかの判断を仰ぐ。  
（※審議に付さない場合の事例：既に審議の中で同様の意見があった場合、県の対応方針で部会長が了解した場合 など）
- ③ 意見所掌部会での審議有無に関わらず、意見所掌部会は意見に対する回答を「審議結果一覧」の「最終案」にまとめる。（※「審議結果一覧」については、3月末の県振興審議会資料として配付し、各専門委員あてにも送付する。）



### 【その他】

- ① 必要に応じて、意見元部会の審議に県担当者の出席や沖縄県振興審議会規則第 10 条第 2 項に基づき意見所掌部会の専門委員の出席を求め合同で審議する。
- ② 各部会の日程上、①が困難な場合等は部会長と県部会担当部課に対応を一任する。